

「道の駅のと千里浜」軒下及び多目的広場使用許可申請書

令和 年 月 日

羽咋まちづくり株式会社 様

申請者

住所 〒 -

団体名

責任者

連絡先

道の駅のと千里浜軒下及び多目的広場の使用にあたり、規約を厳守し使用したく次の通り申請します。

催物等の名称				
目的または物販物				
こだわりポイント				
使用場所	軒下		多目的広場	
使用様式	露店		キッチンカー	
使用面積（幅×奥行 = m ² ）				*①
電気使用（複数の場合合計）	無	有	kW	*②
使用時間（準備から片付け）	: ~ :			
月日及び期間	月 日 ~		月 日	
オペレーション人数				
附属設備等の使用				*③

* 太枠のみご記入ください

* ①～③は未記入

施設使用料 (①面積+③設備)	電気使用料 ②	減免 ④	合計 ①+②+③-④	受付 (月日・担当)

道の駅 のと千里浜連絡先

TEL 0767-22-3891 FAX 0767-22-3228

「道の駅のと千里浜」多目的広場出店規約

第1条 この規約は、羽咋市観光交流拠点施設条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第2条 道の駅の多目的広場使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設使用許可申請書（以下「申請書」という。）を道の駅に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付をする期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の6か月前から3日前までとする。ただし、道の駅が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可書の交付)

第3条 道の駅が申請を適当と認めるときは施設使用許可書を申請者に交付するものとする。

2 使用許可の対象は次の各号に掲げる事項のものになる。

- (1) 道の駅内で販売している商品でないもの（類似しないもの）。
- (2) 石川県、能登、羽咋市などのこだわりがある商品であるもの。
- (3) 道の駅が特に必要があると認められたもの。

3 使用許可の順位は道の駅の許可書を交付した順とする。ただし、受付期間内に複数の申請書が同時に提出されたときは、道の駅が決定するものとする。

(使用許可事項の変更)

第4条 前条により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可事項を変更する場合は、速やかに交付済の許可書を添えて、申請書を道の駅に提出しなければならない。

2 道の駅は、前項の申請が適当であると認めるときは、施設使用許可書を使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第5条 道の駅は、下記の事項により、施設の使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 条例またはこの規約に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) その他特別の理由があると認められるとき。

(付属設備等の使用料)

第6条 施設の使用料は、営利目的の場合1日の売上から使用料を徴収する。使用料は税込の売上の10%とする。なお、非営利目的の場合1日1区画（4㎡）2,200円の使用料を徴収する。

また、1ブースを超える場合には2ブース分の使用料を徴収する。

※料金表は別表参照

(使用料の納付)

第7条 使用料は使用終了の際に、現金によって納付しなければならない。また、連続使用する場合でも使用料は、1日使用終了後に精算しなければならない。

(使用料等の減免)

第8条 使用料を減免する場合及びその割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市(市が加入する一部事務組合を含む。)又は市教育委員会(以下「市等」という。)が直接使用するとき。10割

(2) 市等が共催し、公益上使用するとき。10割以内

(3) 市等が後援し、公益上使用するとき。5割以内

(4) その他道の駅が特に必要と認めるとき。10割以内

(使用日)

第9条 使用日には、準備及び後片付け等に必要な時間を含むものとする。なお、事前準備、事後片づけを行う際は、道の駅に確認し許可を受けなければならない。使用時間は道の駅営業時間内とする。

(使用の打合せ)

第10条 使用者は、施設の使用に際し、事前に担当者と使用方法その他必要な事項の打合せが必要の場合は事前に連絡するものとする。

(使用責任者)

第11条 使用者は、施設の使用に係る規律を保持するため、あらかじめ使用責任者を定めなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けた施設の利用者の安全を確保すること。

(2) 許可を受けないで、物品の陳列、販売若しくは寄付金の募集又は署名活動等をしないこと。

(3) 使用許可を受けないで、施設、附属設備及び器具等を使用しないこと。

(4) 所定の場所以外の場所で、火気を使用しないこと。

(5) 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。

(6) 設備等をき損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を道の駅に届け出て、その指示に従うこと。

(7) 使用許可を受けた施設の入場者に、次条各号に掲げる事項を守らせること。

(8) 飲食や露店など営業に必要な許可は、各使用者が必要な機関に事前に許可申請すること。

(9) その他施設の道の駅社員の指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第 13 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設内を汚さないこと。
- (3) 騒音、怒声及び暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の道の駅施設に出入りしないこと。
- (5) その他道の駅社員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第 14 条 道の駅は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、使用を拒否し、又は、退去を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
- (3) 条例及びこの規則に違反した者
- (4) その他道の駅社員の指示に従わない者

(社員の立入り)

第 15 条 使用者は、道の駅社員が職務上利用施設に立入るときは、これを拒んではならない。

(使用後の届出及び点検)

第 16 条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに現状に復し、道の駅に届け出て点検を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第 17 条

- (1) 使用者は、施設の使用を終えたときは、報告書の提出をしなくてはならない。
- (2) 報告書は商品の販売個数、金額を正確に報告しなければならない。
- (3) 道の駅が報告書を他の出店者に公開することはない。
- (4) 連続使用する場合でも 1 日ごとに提出をしなければならない。

(使用に必要な事項)

第 18 条

(1) 使用する際に必要な機材は、全て使用者が持ち込まなければならない。ただし、規約第 10 条により事前に打合せがあったものに関しては、この限りでない。

(2) 使用する食材、商品、機材に許可が必要なものは、使用者が責任をもって申請、許可を取らなければならない。

(3) 酒の販売に関しては、許可は認められない。なお、税務署が許可を認めている場合は、この限りではない。

(使用責任)

第 19 条 使用者は、使用する食材、商品、機材の全責任を負わなければならない。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

※別表

使用料

使用項目	単位	使用料 (円)	備考
施設利用料 (営利目的)	1 m ² ~	売上金額の 10%	市内外一律
施設使用料 (非営利 1 区画)	4 m ²	2,200	1 m ² 550 円
施設使用料 (非営利 2 区画)	8 m ²	4,400	1 m ² 550 円
電気使用料	1KW	0	1000w

- 1 使用料の額には、売上と消費税を含む。
- 2 営利目的の場合、使用面積は事前申請のもと決定を行う。
- 3 この表に掲げる金額は、1 回についての額とし、1 日を 1 回として算定する。
- 4 電気使用量は道の駅負担とする。

千里浜観光交流拠点施設使用（変更）許可報告書

年 月 日

団体名

担当者

千里浜観光交流拠点施設での活動報告をいたします。

催物等の名称					
使用日時	年 月 日 ()		使用時間 (~)		
	施設名	客数	備考		
	道の駅のと千里浜軒下 (広場)	人			
売上金額	施設使用料		施設使用料率 10%		
施設使用料 (①)	附属設備使用料 (②)	減免額 (③)	合計 (①)+(②)+(③)	納付日	受付
円	円	▲ 円	円		

※太線の中をご記入ください

※施設使用料＝売上金額×10%